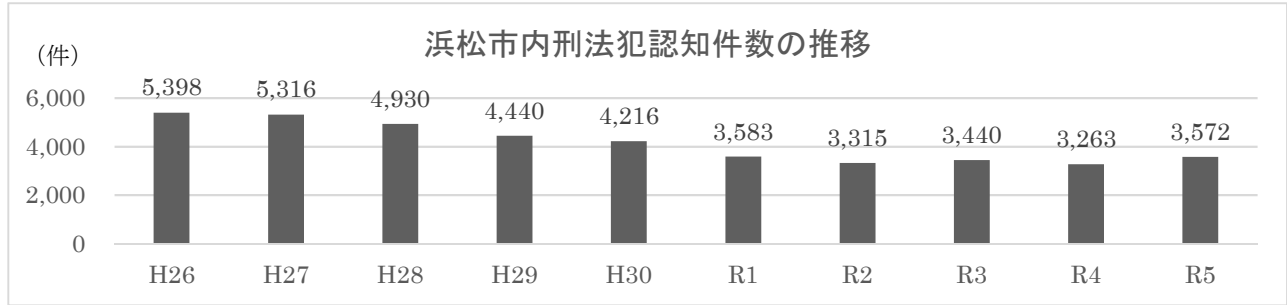


(修正案) 第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

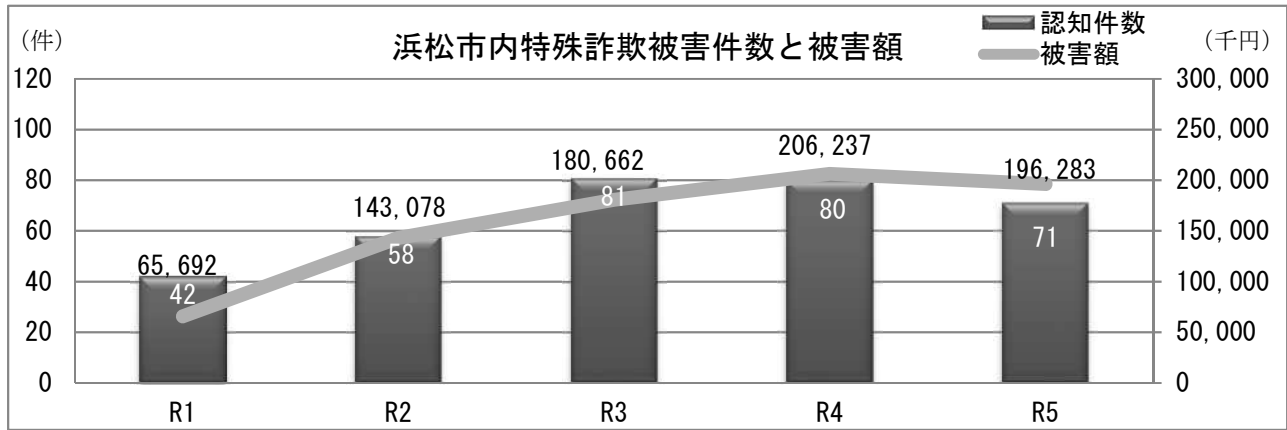
浜松市の犯罪の状況

本市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。刑法犯認知件数全体が減少する一方で、増加傾向にある特殊詐欺に対しては、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しました。

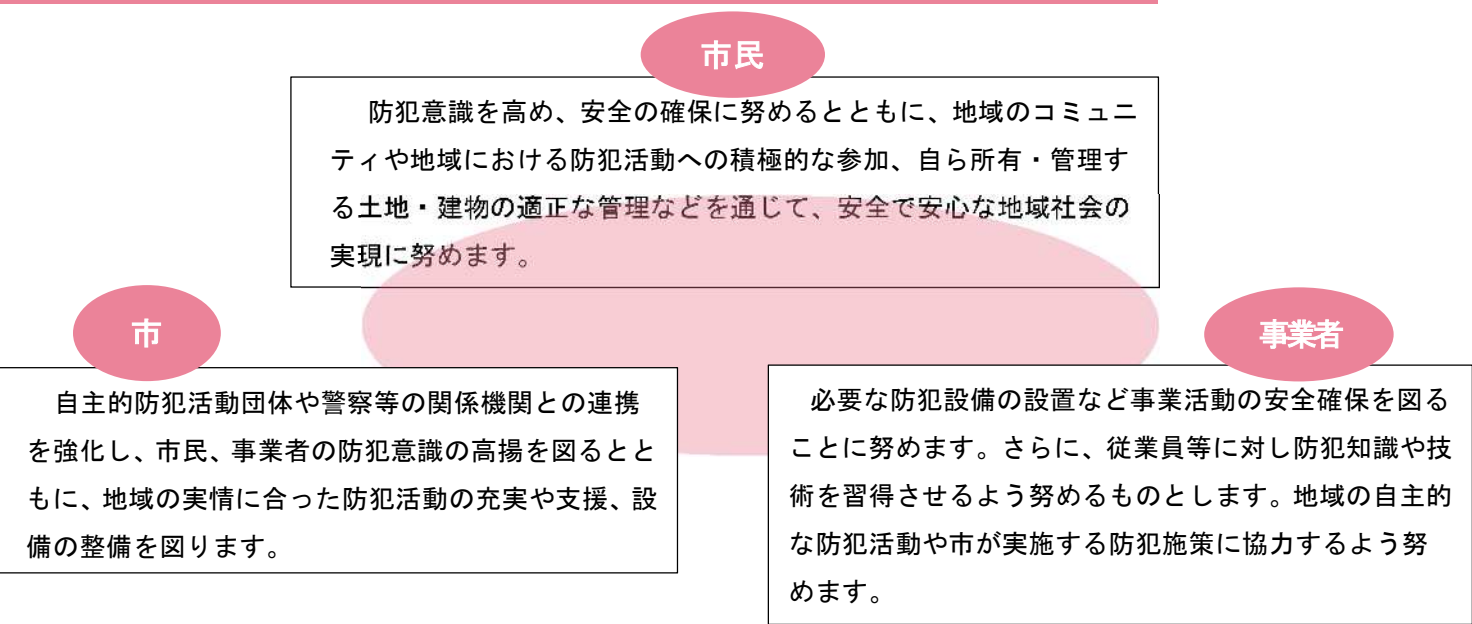
引き続き、市、市民、事業者、関係団体と協力し、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。



※令和2年から令和4年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請の影響があります。



安全で安心なまちづくりのためのそれぞれの役割



基本理念 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

計画期間	令和7年度から令和16年度（10年間）	
基本理念	基本方針	取組
犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	基本方針1 市民自らの防犯意識を高める	(1) 防犯意識を高める広報啓発 (2) 防犯力を高める情報発信 (3) 防犯力を高める教育
	基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	(1) 地域における防犯活動の支援 (2) 地域の安全を見守る活動の強化 (3) 協働による連携体制の充実
	基本方針3 子どもの安全の確保	(1) 地域と一体となった子どもの見守り (2) 子どもの安全に配慮した環境整備 (3) 子どもの防犯力の育成
	基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備 (2) 市民が行う防犯環境整備への支援 (3) 歓楽街等を対象とした環境改善 (4) 犯罪被害者等への支援 (5) DV（配偶者等からの暴力）防止の啓発 (6) 再犯防止の推進